## 令和7年度~ (仮称) 成田市 地域公共交通会議 委員案

- \*1 赤字は成田市地域公共交通活性化協議会委員、緑字は成田市地域公共交通会議委員、黒字は両方の会議体で委員を務めている方を表示
- \*2 下表中の「役職等」の欄は、現行の各会議体の委員の役職を参考までに記載したものです。

	で表中の「12順寺」の側は、近11の台云磯体の安員の12順で 委員区分	·····································	<b>役職等(*2)</b>	備考
1	- - - 成田市副市長の職にある者及び市長が指名する市職員 -	成 田 市	 - 副 市 長	活性化協議会
2			企画政策部長	会長
3			空 港 部 長	
4			市民生活部長	交通会議会長
5			福祉部長	
6			土木部長	
7			都 市 部 長	
8			教 育 委 員 会 教 育 部 長	
9		千葉交通株式会社	取 締 役	
10	一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者 -	ジェイアールバス関東株式会社	成田空港支店長	
11		成田空港交通株式会社	常務取締役	
12		成田市タクシー協議会	会 長	
13	一般社団法人千葉県バス協会の代表者又はその指名する 者	一般社団法人千葉県バス協会	専 務 理 事	
14	一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合	書記長	
15	鉄道事業者を代表する者	京成電鉄株式会社	鉄道本部計画管理部 鉄道企画担当課長	
16		東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 千 葉 支 社	企画総務部企画部長	
17	社会福祉法人成田市社会福祉協議会の代表者又はその指 名する者	社 会 福 祉 法 人成 田 市 社 会 福 祉 協 議 会	会 長	
18	(道路管理者) 成田土木事務所長又はその指名する者	成田土木事務所		代表して1名
19	(公安委員会) 千葉県成田警察署長又はその指名する者	千葉県成田警察署	交 通 課 長	
20	-	成田市区長会	相 談 役	
21		成田市高齢者クラブ連合会	会 長	
22		成田市福祉連合会	会 長	
23		成田市 PTA 連絡協議会		新規
24		· 公 募		新規
25		公   募     日本大学理工学部	±26- 1.00-	新規活性化協議会
26	学識経験者	交通システム工学科	教 ————————————————————————————————————	副会長
27		交通システム工学科	教 授   首席運輸企画	
28	関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局千葉運輸支局	専門官	代表して1名
29	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する職員	千葉県総合企画部     交通計画課	地域公共交通担 当課 長	
30	成田国際空港株式会社の代表者又はその指名する者	成田国際空港株式会社	地域共生部長	
31	成田商工会議所の代表者又はその指名する者	成田商工会議所	副 会 頭	
32	成田市観光協会の代表者又はその指名する者	一 般 社 団 法 人 成 田 市 観 光 協 会	専 務 理 事	
33	成田市東商工会の代表者又はその指名する者	成田市東商工会	会 計 理 事	
_				

## 【会議体統合後の委員選定案 33名】

- ・<u>経済部長</u>は、卸売市場のシャトルバスの関係で現行の交通会議委員となっているが、 統合後は委員に含めない。必要な案件が生じた場合のみ出席依頼を行う。
- ・<u>千葉県総合企画部成田空港政策課</u>は、空港アクセスや騒音地域への交通施策の観点 で活性化協議会の委員となっているが、統合後は委員に含めない。<u>必要な案件が生</u> じた場合のみ出席依頼を行う。
- ・<u>成田土木事務所</u>及び<u>関東運輸局千葉運輸支局</u>は、現行の各会議体で委員が異なるが、 それぞれ代表して1名とする。
- ・市民、利用者代表について、<u>区長会からは従前どおり代表者1名</u>とし、<u>新たに市P</u> 連及び公募委員を追加する(公募委員は2名以内)。

【区長会選出委員の人数を、現行の「地域公共交通会議」の 10 名から 1 名とする理由】 ○委員の負担軽減、会議運営の効率化

各地区区長会においては、各地区を代表して「地域公共交通会議」に出席していただいており、引き続きご協力をお願いしたいところではあるが、今後は地域公共交通の再編に向け、協議を行うための会議の開催回数増加が想定される。このため、各地区に関係する案件が生じた場合にのみ、その都度必要に応じて関係地区区長会に対し会議への出席を依頼することで、各地区区長会役員の負担軽減と会議運営の効率化を図る。

市内の各区・自治会では、年々住民の加入率が減少するなど、区・自治会長や役員のなり手不足といった課題も抱えているため、<u>特定の個人に過度な負担とならないよう配慮しつつ、地域の意見を別の手法で取り入れられるようにすること</u>、また、公共交通に関する当該会議は、地域公共交通に関する合意形成を目的として設置されるものであり、関係者による連携や協働を図ることが重要であるため、<u>市民・利用者の代表委員の割合は、交通事業者や市職員それぞれの委員割合と概ね均等になるようにすること</u>などを前提に、委員選定案を検討した。

- ①区長会からの委員は成田市区長会からの代表者 1 名となるが、現行の成田市 地域公 共交通活性化協議会 設置要綱 第7条第6項の規定の運用が可能。当該本文中の 「協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、 又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。」の規定を根拠に、<u>案件に</u> よっては該当地区の区長会に出席を依頼し、会議の場で地域住民の意見を表出できる ような体制を確保する。
- ②地域住民の意見については、<u>関係地域への説明や意見交換などの機会を捉えて聴取</u>を 行い、<u>委員となっていない住民からも広く意見等を収集</u>するよう努める。
- ③本会議は、地域公共交通に関する合意形成を目的として設置されるものであり、関係者による連携や協働を図ることが重要であるため、市民・利用者の代表委員は交通事業者や市職員の委員人数と大きく変わらない人数とすることで、立場の異なる団体や公募委員から多様な意見を収集し、より実効性の高い交通施策につながる会議体となることを目指す。

## 【委員構成割合】

市民:6名 交通事業者:7名 交通事業者労働組合:1名 成田市:8名

国、県:4名 その他:7名(学識、福祉、観光、経済)